

犬猫以外の哺乳類における暑さ寒さの目安、不適切な飼養状態、触れ合いに必要な人員についての飼養管理基準及び細部解釈（案）

3. 動物の飼養又は保管をする環境の管理に関する事項

■温度計・湿度計の設置、光環境の管理、夜行性動物に関する飼養環境について <犬猫と同様の基準への改正>

- 第2条第3号 イ 動物の生理、生態、習性等に適した温度、湿度、明るさ、換気等が確保され、及び騒音が防止されるよう、飼養又は保管をする環境（以下「飼養環境」という。）の管理を行うこと。（略）**
- ロ 哺乳類の飼養又は保管を行う場合には、飼養施設に温度計及び湿度計を備え付けた上で、低温又は高温により動物の健康に支障が生じるおそれがないよう、飼養環境の管理を行うとともに、臭気により飼養環境又はその周辺的生活環境を損なわないよう、飼養施設の清潔を保つこと。**
- ハ 哺乳類の飼養又は保管を行う場合には、自然採光又は照明により、日長変化（昼夜の長さの季節変化をいう。第3条第3号ハにおいて同じ。）に応じて光環境を管理すること。**

基準の細部解釈

- 動物の生理、生態、習性等に適した温度・・・犬猫以外の哺乳類に適した温度は、20～28℃（ウシ、ヒツジ、ヤギ等の反芻動物及びチンチラは～25℃）を基本としつつ、寒冷地、温暖地等各哺乳類の生息地を踏まえ、健康に支障が生じない温度とする。また、年齢や体調等も考慮した温度とすること。なお、温度は、実際に動物がいる高さ（中大型哺乳類においては体高付近）において測定すること。
- 騒音が防止されるよう・・・健康を維持するために、常時においてストレスにさらされることなく静かに過ごせる環境を確保すること。また、生理、生態や習性を考慮し、日長変化（昼夜の長さの季節変化）に応じて、適切な就寝時間を確保するとともに、活動時間よりもさらに静かに休息できる環境を整えること。
- 動物の健康に支障が生じるおそれ・・・寒さに対する震え、暑さに対する開口呼吸等が生じている状態。（主な動物における具体的な状態は図表1を参照）
- 臭気により飼養環境又はその周辺的生活環境を損なわない・・・悪臭防止法において「特定悪臭物質」に指定されているアンモニア（し尿のような臭い）やメチルメルカプタン（腐った玉ネギのような臭い）の規制基準を参考に、臭気により環境を損なわないように清潔を保たれた状態。
- 日長変化に応じて光環境を管理・・・生理、生態や習性を考慮し、自然採光又は照明、遮光等により、日長変化（昼夜の長さの季節変化）に応じて光環境を管理すること。夜行性の哺乳類については、昼間に休息がとれるように、日中は直射日光を避け、夜は暗くすること。

図表1 暑さ、寒さに対する主な動物の状態

## ■重症度が高く、直ちに処置や飼養環境等の改善が必要

動物の種類	【熱中症の状態】	【低体温症の状態】
ハムスター、ウサギ、チンチラ、モルモット、フェレット、ヨツユビハリネズミ、シマリス、デグー、フクロモモンガ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・体温が高い</li> <li>・ぐったりしている</li> <li>・痙攣する</li> <li>・心拍数が上がる</li> <li>・チアノーゼ(血中の酸素が不足して唇などが青紫色になる)</li> <li>・下痢、嘔吐</li> <li>・意識が消失・混濁する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手脚や体が冷たく、体温が異常に低い</li> <li>・動きが鈍くなる、ぐったりしている</li> <li>・心拍数が下がる</li> <li>・意識が消失・混濁する</li> </ul>
ウマ、ウシ、ブタ、ヤギ、ヒツジ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・よだれを垂らす、よだれが出る、増える(体を舐めて濡らし、気化熱で体温を下げようとする)</li> <li>・末梢血管が充血する(耳などが赤くなる)</li> </ul>	

## ■注意すべき状態、必要に応じて処置や飼養環境等の改善が必要

動物の種類	【暑さに対する注意が必要な状態】	【寒さに対する注意が必要な状態】
ハムスター、ウサギ、チンチラ、モルモット、フェレット、ヨツユビハリネズミ、シマリス、デグー、フクロモモンガ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・呼吸促拍(呼吸が早く、浅くなる)</li> <li>・食欲減退</li> <li>・飲水量増加</li> <li>・体表面を広げて体熱を逃がそうとするため、日陰や冷たい場所で手足を伸ばす、腹ばいになる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・震える</li> <li>・集団で体を寄せ合う(群れの飼養の場合)</li> </ul>
ウマ、ウシ、ブタ、ヤギ、ヒツジ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・呼吸促拍(呼吸が早く、浅くなる)、パンティング</li> <li>・食欲減退</li> <li>・飲水量増加</li> </ul> <p>(ウマ)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・異常な発汗(発汗量が極端に少ない無汗症に注意)</li> <li>・頭を多く動かす</li> </ul> <p>(ウシ)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・舌を出して呼吸する</li> <li>・よだれが出る</li> <li>・乳量が減少する(乳牛)</li> </ul> <p>(ブタ)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泥浴びや糞尿にまみれる(発汗能力が低いため)</li> </ul> <p>(ヤギ、ヒツジ)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日陰を探す</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・震える</li> <li>・集団で体を寄せ合う(群れの飼養の場合)</li> <li>・食欲増加</li> </ul> <p>(ブタ、ヤギ)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・筋肉が硬直する</li> </ul> <p>(ヤギ)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・歯ざしり</li> </ul> <p>(ヒツジ)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・庇蔭場(風よけ)を探す</li> </ul>

※畜産動物については、温湿度指数(THI:Temperature Humidity Index)で暑熱ストレスを考慮しており、湿度についても配慮が必要である。

## 参考

- 騒音・・・【P】環境省の定める「騒音に係る環境基準」を追記することを検討
- 悪臭防止法・・・都道府県や市が指定する規制区域内の工場・事業場の事業活動に伴って発生する悪臭について必要な規制を行っているもので、敷地境界線上の規制基準として、地域の自然的・社会的条件に基づいて、悪臭物質の濃度等が定められている。例えばアンモニアであれば、図表2に示すように1ppm、2ppm、5ppmが臭気強度に対応する濃度となっており、規制基準を超える場合は、悪臭防止法に基づく勧告・命令等の対象となる場合がある。

図表2 臭気強度とアンモニア及びメチルメルカプタンの濃度

	臭気強度に対応する濃度(単位ppm)		
(臭気強度)	2.5	3	3.5
アンモニア	1	2	5
メチルメルカプタン	0.002	0.004	0.01

- 臭気の測定方法・・・嗅覚は同じ環境にいと鈍くなり、悪臭があるのに感じなくなるような場合もあるため、臭気の測定等も活用して、清潔な状態が保たれているか定期的にチェックすることが望ましい。また、立入検査等における第三者からの評価も有効である。臭気（アンモニア）については以下のような測定方法がある。簡易的な方法ではあるが、測定した値は、臭気発生防止のための自主管理や検査を行う際の目安として活用できる。
- 1) 検知管：検知管は、空気中に含まれる様々な気体の濃度を測定する機器（ガラス管）である。検知管には、測定対象の気体（この場合はアンモニア）に対する変色反応を示す薬剤（検知剤）が充填されており、管の表面には濃度を示す目盛が印字されている。気体採取機に検知管を接続して気体を吸引すると、気体中にアンモニアが含まれている場合に、検知剤が変色する。変色範囲の長さがアンモニア濃度に対応しており、検知管に印字された目盛からアンモニア濃度を読み取ることができる。検知管は比較的安価で入手できるが、1つの検知管を複数回使用することはできない（使い捨てで使用する）。
  - 2) ガス検知器：ガス検知器は、空気中に含まれる危険なガスや有毒ガスを検知し、濃度を測定する機器である。機器の内部には、ガスを検知するセンサーが組み込まれており、機器によって検知できるガスの種類が異なる。対象のガス（この場合はアンモニア）を検知すると、機器に付属する画面に、アンモニア濃度がデジタル形式で表示されるものが主流である。特にポータブル式のガス検知器は、場所を問わず、どこでもアンモニア濃度を測定することができる。ガス検知器は検知管と比較すると高価だが、繰り返し使用することが可能である。
- 夜行性哺乳類への配慮・・・野生下で夜行性の哺乳類において、飼養下では馴化し、昼間に行動している場合もあるが、本来の生理、生態を踏まえた飼養環境を整えた上で、日中に展示する際には隠れられる場所を設置する等、必要な休息を与えられる環境にすることが望ましい。

図表3 夜行性哺乳類の例

科和名	名称(流通名)	標準和名(日本哺乳類学会)	備考
キヌゲネズミ科	ドワーフハムスター(ジャンガリアンハムスター、ロボロフスキーハムスター、キャンベルハムスター)	ヒメキヌゲネズミ、ロボロフスキーキヌゲネズミ、キャンベルキヌゲネズミ	昼にも行動
キヌゲネズミ科	ゴールデンハムスター	ゴールデンハムスター	昼にも行動
チンチラ科	チンチラ	チンチラマウス	昼にも活動的
テンジクネズミ科	モルモット	テンジクネズミ	
フクロモモンガ科	フクロモモンガ	フクロモモンガ	
ハリネズミ科	ヨツユビハリネズミ(ハリネズミ)	ヨツユビハリネズミ	

## 7. その他動物の愛護及び適正な飼養に関し必要な事項

■健康及び安全が損なわれるおそれのある状態について <犬猫の基準を参考とした基準への改正>

**第2条第7号 イ 哺乳類を飼養又は保管する場合には、哺乳類を次のいずれかに該当する状態にしないこと。**

- (1) 被毛にふん尿等が固着した状態
- (2) 体表が毛玉で覆われた状態
- (3) 爪、門歯、蹄が異常に伸びている状態
- (4) その他哺乳類の適切な飼養又は保管が行われていないことにより健康及び安全が損なわれるおそれのある状態

## 基準の細部解釈

- 健康及び安全が損なわれるおそれのある状態…それらを放置することにより、その哺乳類の健康や安全が維持できない可能性がある状態であり、具体的には耳が異常に汚れている、便状に異常がある、寄生虫が存在する、削瘦している、異常な被毛の色、質感又は脱毛が見られる、異常な分泌物が出ているなどを指す。また、不適切な飼養管理に起因する過剰な常同行動や、自らの体に噛みついたり、引っかいたり、毛をむしったりすることで、自らを傷つける行為も含まれる。(ただし、炎症性疾患など、不適切な飼養管理に起因するものではないと獣医師により診断された場合を除く。)

■複数・単独飼養について <哺乳類共通の基準を新たに策定>

■捕食・被捕食動物の近接展示について <新たに基準は策定せず解説書で具体化>

**第2条第7号 ヲ 同一のケージ等内に入れる同種哺乳類の飼養頭数、及び異種又は複数の動物の飼養又は保管をする場合には、ケージ等の構造若しくは配置又は同一のケージ等内に入れる動物の組合せを考慮し、過度な動物間の闘争等が発生することを避けること。**

## 基準の細部解釈

- 配置…ケージ等を被捕食動物（ウサギ、ハムスター、齧歯類、ハリネズミなど）と捕食動物（犬猫、フェレット、キツネ、ヘビ、猛禽類など）が接触できる、又は見える位置に置かないこと。
- 動物の組合せ…同種又は被捕食動物同士であっても自傷行為や過度な動物間の闘争等が発生する場合や極端に大きさが異なる動物種で踏みつけること等が想定される場合（例えば、大型陸棲カメと小型哺乳類など）は、同一のケージ等内に入れることは避けること。また、ケガやストレスの原因となるため、被捕食動物を捕食動物と接触できる、又は見えるようなケージ等の構造又は配置で飼養又は保管しないこと。
- 過度な動物間の闘争等…同一のケージ等に同種又は異種の動物を入れることにより、外傷が生じるような闘争や捕食を含む。

■動物の接触方法について <哺乳類共通の基準を新たに策定>

第2条第7号 ノ 動物を顧客、取引の場所を提供する者その他の関係者（以下「顧客等」という。）と接触させ、又は顧客等に譲り渡し、若しくは引き渡す場合にあっては、次に掲げる方法により行うこと。

(1) 略

(2) 販売業者、貸出業者及び展示業者にあっては、顧客等が動物に接触する場合には、動物に過度なストレスがかかり、顧客等が危害を受け、又は動物若しくは顧客等が人と動物の共通感染症にかかることのないよう、顧客等に対して動物への接触方法について指導するとともに、動物に適度な休息を与えること。哺乳類への触れ合い時に販売、貸出及び展示に従事する職員は、同時に触れ合いに用いられる動物の数、同時に触れ合いに参加する顧客の数、触れ合いスペースの広さ等に勘案し、顧客による不適切な触れ合いが生じた場合に直ちに対応するために必要な人数を確保すること。

また、顧客等が哺乳類に接触する場合には、動物に適度な休息を与え、極めて短時間の接触を除き、動物が顧客から逃げることができる場所を常時確保するとともに、事前に動物への触れ合い方法について指導し、顧客の理解を文書又は口頭で確認すること。

また、過度に幼齢な個体、顧客との触れ合いにより過度なストレスを受ける個体、人と動物の共通感染症に感染している個体を用いないこと。また動物と接触した顧客等に、接触の前後に手指等を消毒させること。

(3) 略

基準の細部解釈

- 必要な人数…触れ合いの形態や動物種に応じて、職員1人当たりの顧客数の上限や顧客の年齢制限等を定量的に定め、それに従った人数とする。ただし、上限数等の設定に当たっては、以下のような観点を満たしていることとし、設定する人数等については、書面にて記録しておくこと。
  - ・顧客数の上限の設定にあたっては、職員1人の目の届く範囲にいる顧客等の数とすること。
  - ・同一施設内であっても別々の部屋にいる場合などは、部屋毎に顧客等の数に対応した職員を配置すること。
  - ・動物との触れ合いなどにあたっては、顧客等が動物に危害を加えることのないよう動物の安全にも対応した職員を配置すること。
  - ・動物との触れ合いなどにあたっては、顧客等の安全の確保にも対応した職員を配置すること。
- 極めて短時間の接触…10分間以下、顧客の膝の上や手で抱っこされ、次の顧客との触れ合いまでに30分以上の休息時間が確保されている場合など。
- 逃げることができる場所…第2条第5号イに規定された「休憩できる設備に自由に移動できる状態」と同様、顧客等との触れ合いの対象となっている哺乳類が自らの意思で移動し顧客との接触を避けることができる設備又は場所。
- 過度に幼齢な個体…目が開いていない、被毛が生え揃っていない段階。
- 過度なストレスを受ける個体…顧客との触れ合いによって外貌（ケガや傷、毛づや等）、表情（目、耳、口元、尾の状態から見られる恐怖、不安、警戒、怒り等）、行動（ストレスに関連する常同行動や無気力、震え等）に変化が生じる個体。